

令和5年12月18日

第45回審議会資料（諮問事項）

議案第2号資料

和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業の評価員の選任
について

- 1 諮問内容 和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業の評価員
1名を選任する
- 2 諮問の趣旨 和光市駅北口土地区画整理事業の評価員は、和光市駅北口土地
区画整理事業施行規程第21条により3名と定め、その内
1名を不動産鑑定士の斉木信夫氏を選任しています。しかし、
一身上の都合により、令和5年11月2日付けで辞職届が提
出されたため、新たに下記の者を選任したいので、和光市駅
北口土地区画整理審議会へ同意を求めるものです。
- 3 候補者 不動産鑑定士
西脇 正樹
- 4 根拠法令 (1) 土地区画整理法第65条第1項
市が施行する土地区画整理事業においては、土地又は建
築物の評価について経験を有する者3名以上を、土地区
画整理審議会の同意を得て、評価員に選任しなければな
らない。
(2) 和光市駅北口土地区画整理事業施行規程第21条
土地区画整理法第65条第1項に規定する評価員の定数
は、3人とする。

※候補者の経歴等については、審議会当日にご説明いたします。